

## 信託会社による民事信託の支援

今回のニューズレターは、信託会社による民事信託の仕組みづくりの支援を取り上げます。信託会社のサービスを紹介しながら、信託会社が民事信託を支援することについて、筆者の感想も含めまとめてみたいと思います。

### ●民事信託の相談窓口

民事信託の利用がしだいに増加する過程において、民事信託の利用を検討する人への支援も増えていくことが必要です。

弁護士、司法書士といった法律の専門家や税という観点から財産の管理に関与することが多い税理士が、その相談の窓口になることで、民事信託の利用が広がりつつありますが、誰もがすぐに相談できるほどの相談先はまだありません。

信託のプロである信託会社が、民事信託の相談を受け支援することで相談窓口は増え、社会のニーズに応える取り組みと筆者は考えます。

しかし、信託会社は自身が受託者となり信託を引き受け報酬を得ていくことで営業が成り立つため、これまでは積極的に民事信託の相談を受けることもありませんでした。

### ●信託会社の民事信託組成支援

インターネット証券会社を親会社にもつマネックス SP 信託では、①民事信託（家族信託）を組成するための情報提供、②民事信託（家族信託）のスキームの整理、③信託契約案の作成支援、④受託者による信託口座の開設のための助言、⑤委託者と受託者で作成される信託契約の公正証書化の

支援といった5つについて、民事信託（家族信託）の組成支援をするサービスを開始しました（ネットではじめる家族信託「つむぎ」としてサービスを提供（<https://www.monextrust.co.jp/service/tsumugi>））。

インターネット証券会社の顧客層は、今後の資産形成むけて上場株式や投資信託などで運用をする人が多く、対面営業を中心とする証券会社に比べて高齢者の比率は低いと思われます。

民事信託の利用を専門家に相談する人は、高齢な親を持つ子が多いと思います。そう考えると、高齢な親をもつ子世代の顧客を多くもつマネックス証券を信託契約代理店としてその相談窓口をつくり、マネックス SP 信託が民事信託の組成支援をすることは、社会ニーズに応える仕組みであるとも言えそうです。

### ●対象を限定して相談を受ける

「つむぎ」は、信託財産を、預金（日本円のみ）、委託者の単独名義の不動産で借入れのないもの、信託後に受託者が借入れをしないこと、信託財産に担保権を設定しないことといった制限をつけて民事信託の組成支援をしています。

民事信託の信託契約は、マネックス SP 信託の業務提携先の税理士法人、司法書士法人、行政書士法人が担当することになっています（借入れのある不動産の民事信託の相談なども業務提携先が対応）。

### ●サービスの利用料金

民事信託の組成に関するコンサルティングや信託契約案の作成に関する報酬は、一般的には、信託財産額に報酬率をかける報酬基準としている専門家が多いでしょう。そのため、民事信託の組成を希望する人の信託財産額が多くなれば、専門家への報酬は多額となります。

その一方、この「つむぎ」では、財産額によらない一律の報酬額となっています。相談できる財産額は限定されているものの、一定のニーズに対応できるサービスになっていると筆者は考えます。

### ●単なる窓口とならないために

インターネット証券という特色を利用して、親の財産管理を心配する子らの相談窓口となるこの取り組みは、今までにないものであり、今後のサービスの展開に期待したいと筆者は思います。

その一方、信託は、財産所有者の「思い」と財産や家族の「状況」をふまえて、オーダーメイドに対応していかなければなりません。窓口で受けた相談を、信託会社が提携業者と連携して進めていくには、信託会社の細やかな対応が必要にもなります。信託契約代理店を通じて信託のニーズを拾い上げ、そのニーズを業務提携先に流すだけでは、サービスの利用が広がっていかないと考えます。是非、細やかな連携を期待したいところです。

### ●民事信託で対応できないことも多い

財産管理のプロではない家族らが受託者を務める民事信託は、信託開始後の課題も多くあります。また、個人が受託者を務めるため受託者の継続性にも課題があります。信託を利用したくても小家族ゆえに受託者がいない人も一定数あり、民事信託の限界もあります。

### ●民事信託活用支援機構の専門研修

民事信託活用支援機構では、毎月、主に会員を対象として専門研修を開催しています。令和5年1月の専門研修では、ふくし信託株式会社の代表取締役であり司法書士の山北英仁氏を講師に招き、信託会社による福祉型信託の研修を行いました。福祉型信託は社会的なニーズがありながらも、受託者の課題や信託財産の状況で、速やかに利用を始めることができないことがあり、同社の今後の展開が期待されるところで

す。

民事信託と商事信託をうまく連携させながら、財産所有者の本人の目的を実現する仕組みを、専門家同士の連携により実現していくことで、社会的に期待される信託の利用を広げていくことができると考えます。

(石脇俊司 民事信託活用支援機構理事)